

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2017年4月3日 |
| 【発行者名】 | グローバル・ワン不動産投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 内田 昭雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区麹町四丁目1番地 |
| 【事務連絡者氏名】 | グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 常務執行役員（投信運用部・投信業務部担当） 柴田 昌孝 |
| 【電話番号】 | 03-3262-1494 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】 | グローバル・ワン不動産投資法人 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】 | 形態：投資証券 発行価額の総額： 一般募集 10,534,000,000円 売出価額の総額： オーバーアロットメントによる売出し 571,000,000円 (注1) 発行価額の総額は、2017年3月16日（木）現在の株式会社東京証券取引所にお ける本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。 ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当 該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行うため、一般募集における発行 価格の総額は上記の金額とは異なります。 (注2) 売出価額の総額は、2017年3月16日（木）現在の株式会社東京証券取引所にお ける本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。 |
| 安定操作に関する事項 | 1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口に ついて、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施 行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設す る金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年3月31日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社の状況等に関する事項を追加するため、また、当該有価証券届出書の添付書類のうち、「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面について、書類作成時の確認が不十分であったため記載に誤りがあったことから、当該添付書類を差替えるため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】**第一部 証券情報**

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

（16）その他

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

（添付書類の差替え）

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

（16）【その他】

<訂正前>

（前略）

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、1,500口を販売する予定です。

<訂正後>

（前略）

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、1,500口を販売する予定です。

指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 販売先の指定について」をご参照ください。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

（前略）

2 売却・追加発行等の制限

（1）一般募集に関連して、共同主幹事会社は、本資産運用会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を約するよう要請する予定です。

共同主幹事会社は、その裁量で、当該合意内容を一部又は全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

2 売却・追加発行等の制限

（1）一般募集に関連して、本資産運用会社は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意します。

共同主幹事会社は、その裁量で、当該合意内容を一部又は全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

（中略）

3 販売先の指定について
指定先の状況

| | | | |
|--------------------------------|---|---|---|
| a. 指定先の概要 | 名称 | グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 | |
| | 本店の所在地 | 東京都千代田区麹町四丁目1番地 | |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役社長 和田 康 | |
| | 資本金 | 4億円(2017年4月3日現在) | |
| | 事業の内容 | 1. 宅地建物取引業 2. 宅地建物取引業に係る取引一任代理等の業務 3. 投資運用業 4. 投資法人の設立企画人としての業務 5. 投資助言・代理業 6. 不動産に係る投資に関し運用又は助言を行う業務 7. 第二種金融商品取引業 8. 前各号に付帯又は関連する一切の業務 | |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 明治安田生命保険相互会社 10.0% 近鉄グループホールディングス株式会社 10.0% 森ビル株式会社 10.0% 株式会社三菱東京UFJ銀行 5.0% 三菱UFJ信託銀行株式会社 5.0% | |
| b. 本投資 法人と指 定先との 間の関係 | 出資関係 | 本投資法人が保有している指定先の株式の数(2017年4月3日現在) | 二 |
| | | 指定先が保有している本投資口の数(2017年4月3日現在) | 二 |
| | 人事関係 | 本投資法人と指定先との間には、人事関係はありません。 | |
| | 資金関係 | 本投資法人と指定先との間には、資金関係はありません。 | |
| | 技術又は取引等の関係 | 本投資法人は、指定先との間で、資産運用委託契約を締結し、指定先に対し本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。 | |
| c. 指定先の選定理由 | 本投資法人の資産運用会社である指定先が本投資法人に対して一定割合の出資を行うことにより、今後の本投資法人の成長に対する、本資産運用会社によるコミットメントを明確に表すことができると考え、本資産運用会社を指定先として選定しています。 | | |
| d. 販売しようとする本投資口の数 | 1,500口 | | |
| e. 投資口の保有方針 | 本投資法人は、指定先が保有した投資口については、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。 | | |
| f. 払込みに要する資金等の状況 | 本投資法人は、指定先から提出を受けた貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が前記d.に記載の投資口数の払込みに要する資金を有していると判断しています。 | | |

| | |
|-----------|--|
| g. 指定先の実態 | 本投資法人は指定先より、反社会的勢力とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。 |
|-----------|--|

投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、一定期間本投資口の売却等を行わない旨の合意をしています。その内容については、前記「2 売却・追加発行等の制限（1）」をご参照ください。

発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

本募集後の主要な投資主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有投資口数 (口) | 総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%) | 本募集後の 所有投資口 数(口) | 本募集後の総 議決権数に対 する所有議決 権数の割合 (%) |
|--|---|---------------|---------------------------------------|------------------------|--|
| 日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都中央区晴海一丁目 8番11号 | 52,361 | 27.01 | 52,361 | 23.38 |
| 資産管理サービス信託 銀行株式会社(証券投 資信託口) | 東京都中央区晴海一丁目 8番12号 晴海アイランドトリトン スクエアオフィスタワー Z棟 | 23,102 | 11.92 | 23,102 | 10.31 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口) | 東京都港区浜松町二丁目 11番3号 | 21,739 | 11.21 | 21,739 | 9.70 |
| 野村信託銀行株式会社 (投信口) | 東京都千代田区大手町二 丁目2番2号 | 11,431 | 5.89 | 11,431 | 5.10 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 | P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. | 3,055 | 1.57 | 3,055 | 1.36 |
| CBNY DFA INTERNATIONAL REAL ESTATE SECURITIES PORTFOLIO | 388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA | 2,003 | 1.03 | 2,003 | 0.89 |
| 日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口9) | 東京都中央区晴海一丁目 8番11号 | 1,752 | 0.90 | 1,752 | 0.78 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. | 1,586 | 0.81 | 1,586 | 0.70 |
| 株式会社愛知銀行 | 愛知県名古屋市中区栄三 丁目14番12号 | 1,510 | 0.77 | 1,510 | 0.67 |
| グローバル・アライア ンス・リアルティ株式 会社 | 東京都千代田区麹町四丁 目1番地 | - | - | 1,500 | 0.66 |
| 合計 | | 118,539 | 61.16 | 120,039 | 53.61 |

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2016年9月末日現在の数値を記載しています。

(注2) 本募集後の所有投資口数及び本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2016年9月末日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分を加味し、かつ本件第三者割当に対する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による申込みが全て行われた場合の数値を記載しています。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第2位未満を切捨てて表示しております。

投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項

該当事項はありません。

(添付書類の差替え)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

<訂正前>

投資法人名 グローバル・ワン投資法人
(中略)

(参考)

(2014年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格 発行済投資口総数口
(中略)

(2015年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格 発行済投資口総数口
(中略)

(2016年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格 発行済投資口総数口
(後略)

<訂正後>

投資法人名 グローバル・ワン不動産投資法人
(中略)

(参考)

(2014年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格 発行済投資口総数
(中略)

(2015年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格 発行済投資口総数
(中略)

(2016年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格 発行済投資口総数
(後略)